

# 第1回 働き方に関する 政策決定プロセス有識者会議

厚生労働省提出資料

平成28年7月26日

# 目次

- ・労働政策審議会の概要等 .....P2
- ・就業構造の変化等 .....P12

# 労働政策審議会の概要等

# 労働政策審議会について

## 1 概要

- 終戦直後、労働組合法や労働基準法の制定段階から、政府のほか労使も参加した委員会で議論し、草案を作成。法整備の進展に伴い、行政分野ごとに審議会が設置。（中央労働基準審議会、中央職業安定審議会など）
- 平成13年1月6日、厚生労働省発足に伴い、労働政策審議会に統合（中央最低賃金審議会を除く）、本審の下に7つの分科会が設置される。
- 厚生労働大臣の諮問に応じて、労働政策に関する重要事項の調査審議を行う。  
（厚生労働省設置法第9条1号）
- 労働政策に関する重要事項について、厚生労働大臣に意見を述べるができる。  
（厚生労働省設置法第9条3号）

## 2 三者構成について

- 労働問題の直接の当事者である労使がともに議論に参画することにより、現場の実態を踏まえた議論が尽くされることで、施行後に現場で混乱が生じず、実際によく機能する法制度が立案され、労使双方が納得して遵守できるという面があることから、労使が参加して決めることが重要。
- 国際労働機関（ILO）においても三者構成の原則をとっている。
- 労働分野の法律改正等は、公労使三者構成の労働政策審議会における諮問・答申の手続きをとることとしている。

## 3 委員の任命について

- 労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命。
- 具体的には、①労働分野の学識経験者などから選任された公益委員、②我が国の労使それぞれの代表的団体の意見を踏まえ、労働者一般及び使用者一般の利益を代表するにふさわしい労働者委員及び使用者委員の三者で構成。
- 委員の任期は2年。再任可（最大10年）

# (参考)労働政策分野の独自性(政策立案には、労使の参加が不可欠)

## ILOの三者構成の原則

- ILO条約では、労働政策について、労使同数参加の審議会を通じ政策決定すべき旨規定されるなど、数多くの分野で、三者構成原則をとるよう規定

(例)

### ○ 国際労働機関の目的に関する宣言(フィラデルフィア宣言、1944年)

1 総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。

(a) 労働は、商品ではない。

(b) 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。

(c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。

(d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行することを要する。

### ○ 職業安定組織の構成に関する条約(第88号)(日本は1953年に批准)

第4条 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。

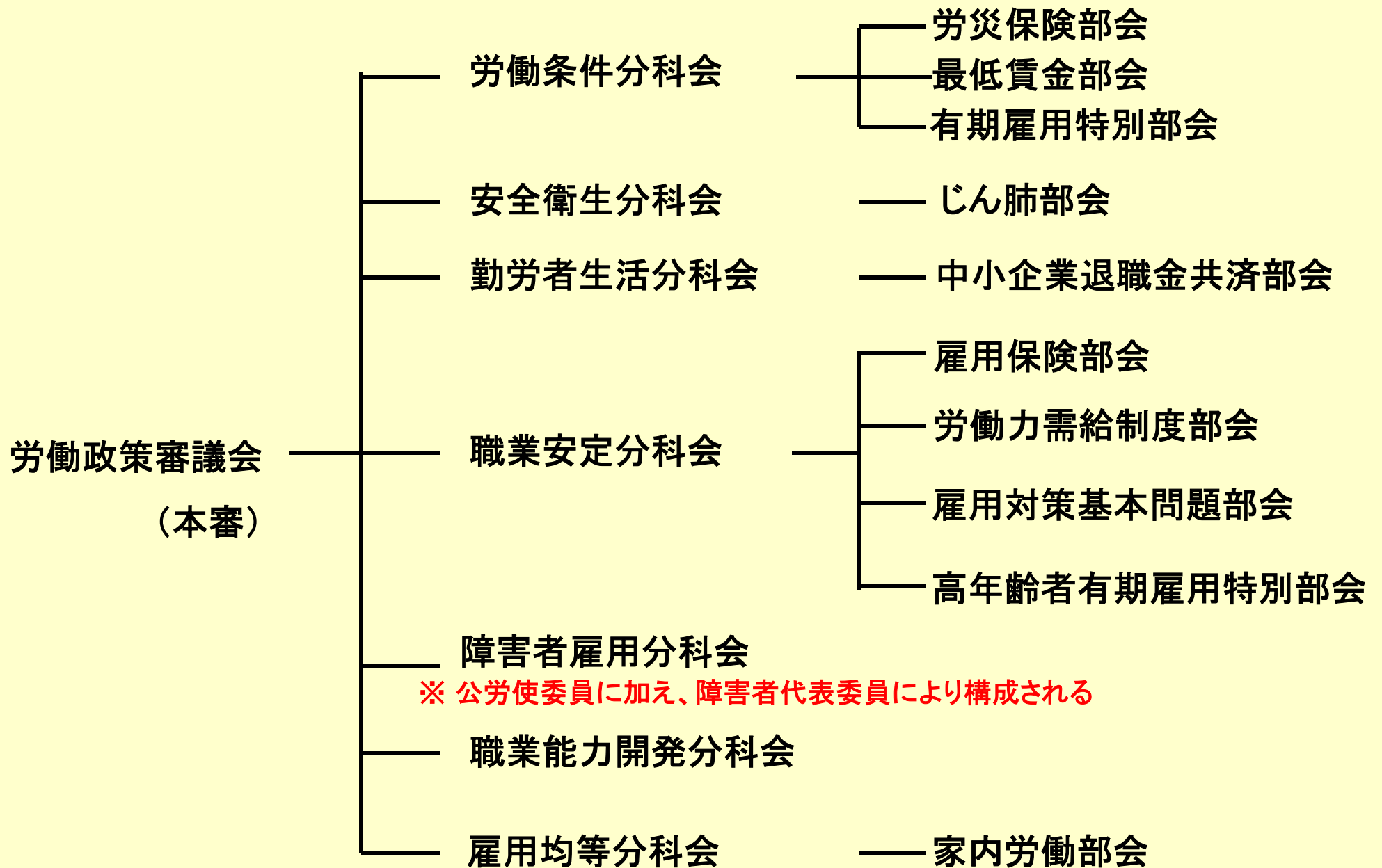
3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

※上記の他、就業の最低年齢や職業訓練、男女機会均等など、各分野の条約で三者構成原則が規定されている。

## 労働政策審議会における審議手続

- 労働現場に適用されるルールの策定過程には、現場を熟知した当事者である労使の関与が必要
- 法律改正には、労働政策審議会(公労使三者構成—それぞれ同数)において議論を行い、建議、法律案要綱の諮問・答申手続が必要

# 労働政策審議会 構成図



# 労働政策審議会(本審)の委員名簿(五十音順、敬称略)

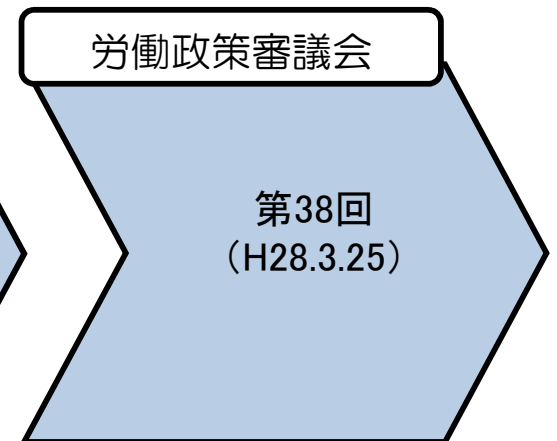
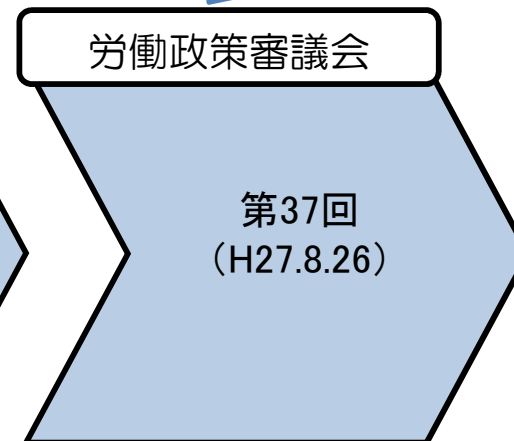
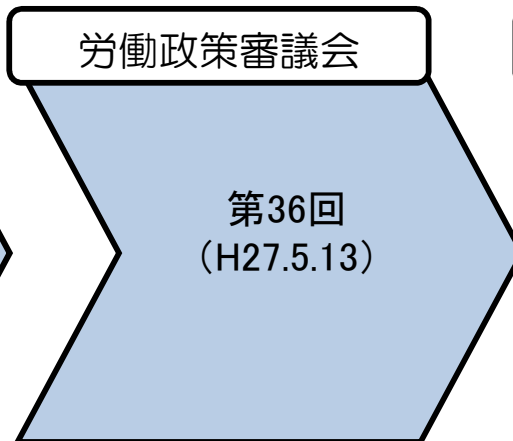
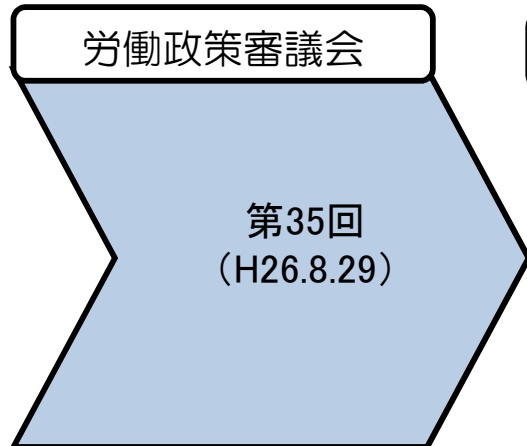
公益委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
阿部 正浩	中央大学経済学部教授	相原 康伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長	市瀬 優子	美和商事(株)代表取締役
岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授	板垣 恒子	電機連合書記次長	鵜浦 博夫	日本電信電話(株)代表取締役社長
勝 悦子	明治大学政治経済学部教授	逢見 直人	日本労働組合総連合会事務局長	浦野 邦子	(株)小松製作所常務執行役員人事部長
鎌田 耕一	東洋大学法学部教授	永芳 栄始	JEC連合会長	岡田 晴奈	(株)ベネッセホールディングス人事戦略担当本部長CHO (株)ベネッセコーポレーション取締役
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー	野田 三七生	情報産業労働組合連合会中央執行委員長	岡本 毅	東京ガス(株)取締役会長
田島 優子	弁護士(さわやか法律事務所)	畠山 薫	全国電力関連産業労働組合総連合組織局次長	栗原 敏郎	神奈川県中小企業団体中央会副会長
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授	浜田 紀子	UAゼンセン(日本介護クラフトユニオン特任中央執行委員)	工藤 泰三	日本郵船(株)代表取締役会長
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授	松谷 和重	日本食品関連産業労働組合総連合会会長	中野 奈津美	(株)高島屋執行役員総務部長
宮本 みち子	放送大学副学長	宮本 礼一	JAM会長	椋田 哲史	(一社)日本経済団体連合会専務理事
山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授	山本 和代	日本労働組合総連合会副事務局長	渡邊 佳英	大崎電気工業(株)代表取締役会長

# 本審・分科会・部会の流れ①(労働政策審議会(本審)の例)

- 労働政策審議会(本審)は、年2回程度開催。夏頃に翌年度の労働政策の重点事項の議論、法案の審議状況の報告、春頃に翌年度予算案や各分科会の審議状況について、報告・聴取を行う。
- 各政策分野の具体的な制度改正の議論は主として分科会や部会でされる。

- 平成27年度労働政策の重点事項(案)について
- 分科会及び部会等における審議状況について
- 法案の国会審議結果について

- 平成28年度労働政策の重点事項(案)について
- 分科会及び部会等における審議状況について
- 法案の国会審議状況について



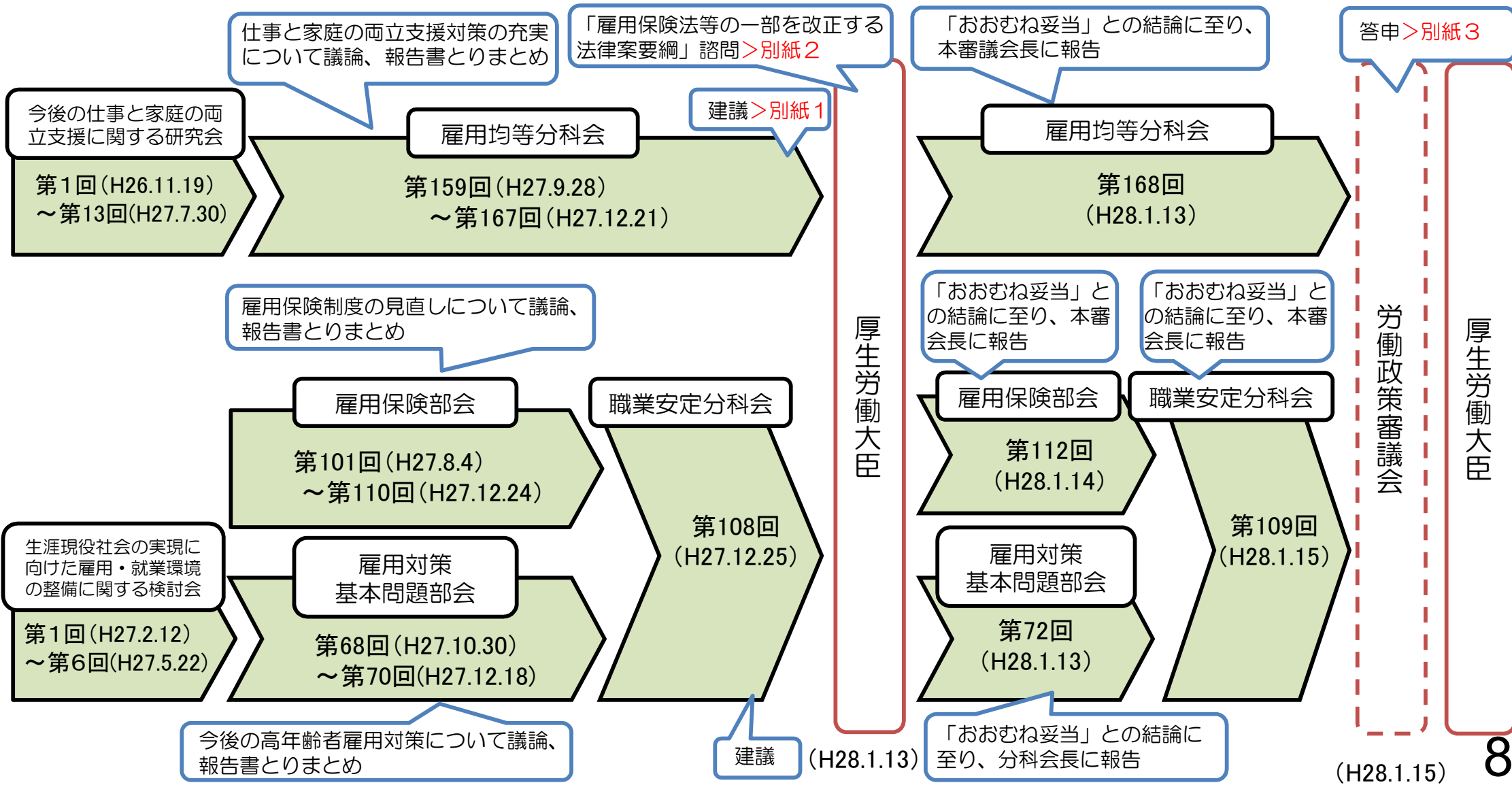
- 会長の選挙
- 平成27年度厚生労働省予算(労働政策関係)について
- 分科会及び部会等における審議状況について
- 法案の国会審議状況について

- 平成28年度労働行政関係予算案の主要施策について
- 分科会及び部会等における審議状況について
- 法案の国会審議状況について



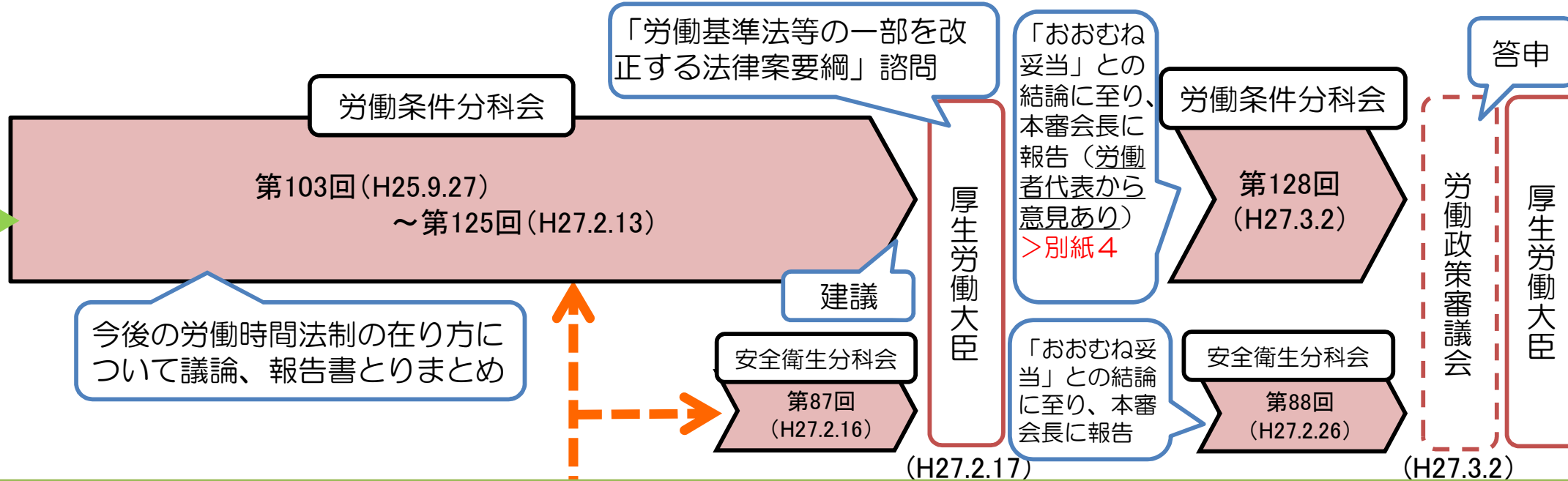
# 本審・分科会・部会の流れ②(平成28年雇用保険法等改正の例)

- 仕事と家庭の両立支援対策の充実、雇用保険制度の見直し、今後の高齢者雇用対策について、それぞれ雇用均等分科会及び職業安定分科会雇用保険部会並びに雇用対策基本問題部会で議論を行った。これを受け、雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱が諮問、答申された。
- 分科会が所掌事務について議決したときは、その議決をもって本審の議決となる(労働政策審議会運営規程第9条本文)。



# 本審・分科会・部会の流れ③(労働基準法改正法案の例)

- 成長戦略等において労働政策に関する論点や具体的な議論の方向性が示され、労政審において当該事項を踏まえた議論が行われることもある。
- 答申に委員からの意見が付される場合がある。



## ☆日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

### ○労働時間法制の見直し

企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急の実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

## ☆「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

### ○時間ではなく成果で評価される働き方への改革

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件(例えば少なくとも年収1000万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離れた「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。【次期通常国会を目途に所要の法的措置】

# 労働政策審議会の在り方に関する提言等①

平成28年5月19日公表 規制改革会議(第63回)「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」(抄)

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容	実施状況(平成28年3月31日時点)	今後の予定(平成28年3月31日時点)
----------------------------------	--------------------	---------------------

## ①多様な働き方の実現

<p>多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。(平成27年度中に検討)</p>	<p>2035年の環境変化を見据え、一人ひとりの希望と能力、ライフスタイル等に応じた多様な選択肢のある働き方が可能な社会の実現に向けた検討のため、平成28年1月に若手をはじめ幅広い分野・立場の有識者から構成する「『働き方の未来2035:一人ひとりが輝くために』懇談会」を設置。平成28年3月末までに4回の会合等を開催し検討を行っている。</p>	<p>平成28年夏に懇談会報告書を取りまとめる予定であり、当該報告書を踏まえ、多様な働き手のニーズに応えるための政策立案を行うとともに、可能な政策から直ちに講じる。</p> <p>さらに、働き方の多様化等により的確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う。</p>
---	--	--

# 労働政策審議会の在り方に関する提言等②

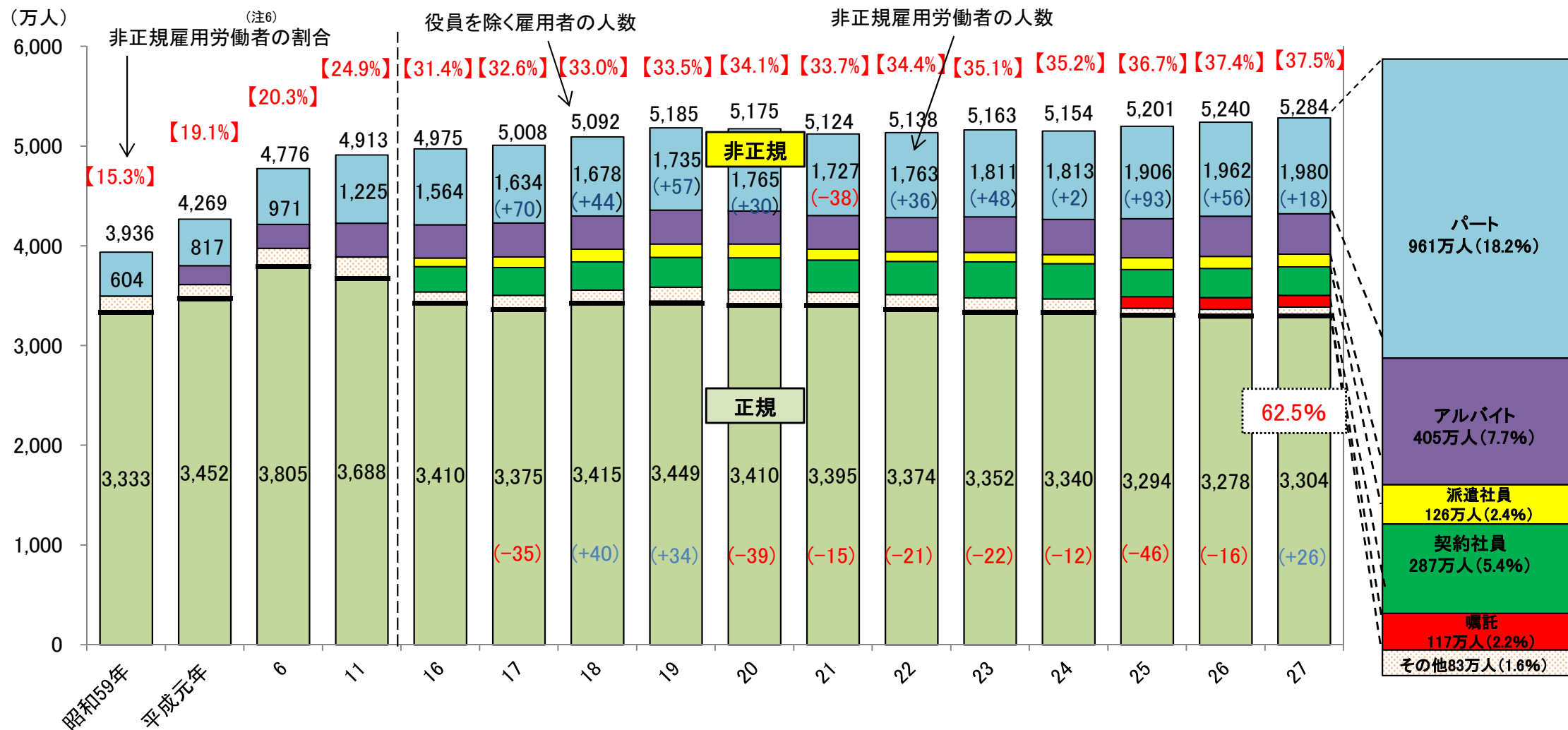
自由民主党多様な働き方を支援する勉強会からの提言  
平成28年2月23日「第190国会における「労働政策審議会に関する提言」」(抄)

労働政策審議会が日本全土の労働現場の実態を捉え、闊達な議論の下、時宜適切な政策を建議し、もって我が国が労働問題に適切に対応する為に、以下の提言を行う。

- 労働政策審議会事務局が結論ありきでなく、委員の闊達な議論を喚起するよう運営を見直すべき
- 本審議会、分科会、部会の委員の5割を地方人材にすべき
- 分科会、部会の設置及び委員構成については定期的に厚生労働大臣がその適切性を評価して、諮問の期待に応え得るよう適切に改めるべき
- 労働政策審議会の各会議をテレビ会議化すべき
- ILOの政労使三者構成の原則を踏まえ、政策を議論する場面においては、厚生労働省の政務三役が会議に参加するなど、「政」の役割を強化すべき
- 労使代表委員については、現行の労働構造・産業構造と比して著しくバランスを欠くことがないように見直し、サービス業や非正規雇用者を多く雇用する業界の代表、昨今の労働問題に関与の深い業種などを考慮し、我が国の労使の代表たるに相応しい委員を選任すべき

# 就業構造の変化等

# 正規雇用と非正規雇用労働者の推移



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注) 1) 平成17年から平成23年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

2) 平成23年の数値、割合及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。

3) 昭和59年の非正規雇用労働者の内訳は「パート・アルバイト」「嘱託・その他」、平成元年から平成11年の非正規雇用労働者の内訳は「パート」「アルバイト」「嘱託・その他」、平成16年から平成24年の非正規雇用労働者の内訳は「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約・嘱託」「その他」。

4) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

5) 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

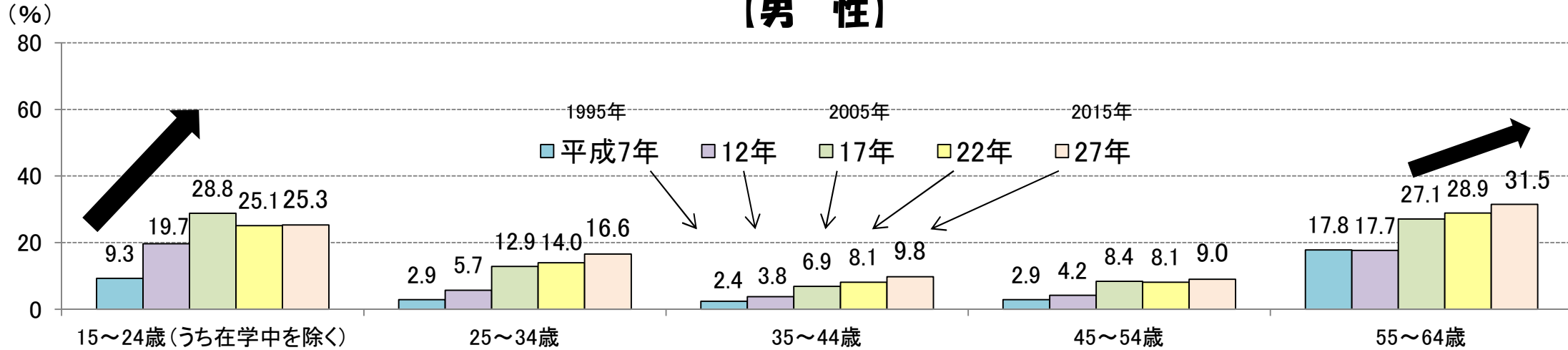
6) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

7) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

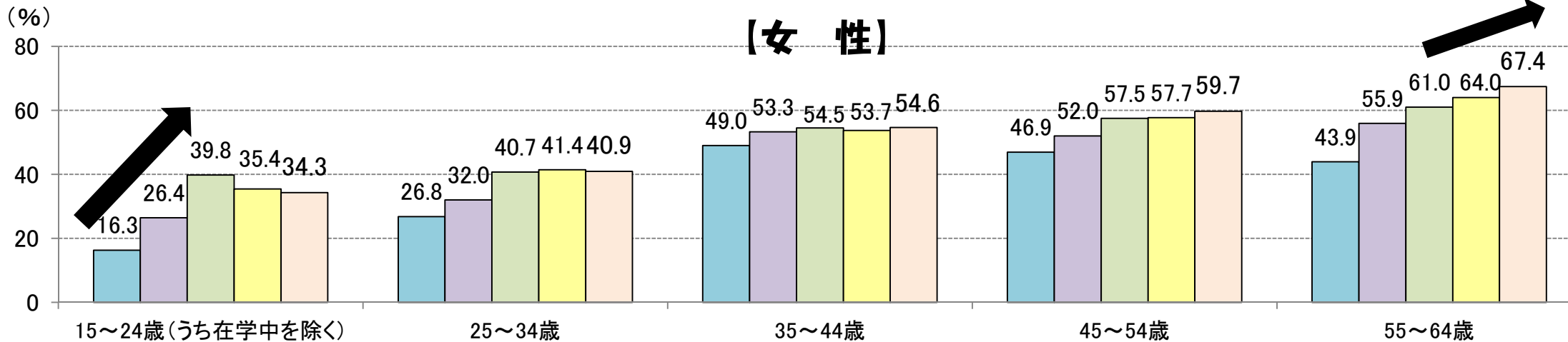
# 非正規雇用労働者の割合の推移(男女別・年齢別)

- 非正規雇用労働者の割合は、過去20年間で全年齢層においてほぼ一貫して増加傾向。
- 1995年～2005年の10年間においては、若年層（15～34歳）の増加が大きく、2005年～2015年の10年間においては、中高年層（55～64歳）の増加が大きい。

## 【男性】



## 【女性】



(資料出所)平成12年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、第1表、第2表、平成17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

- (注)1)平成7年及び平成12年における15～24歳(うち在学中を除く)については、当時の公表値(非農林業)の「うち在学中」の者を除く数値。
- 2)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
- 3)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
- 4)割合は、各年齢層における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

# 非正規雇用増加の要因【2005年→2015年(10年間)】

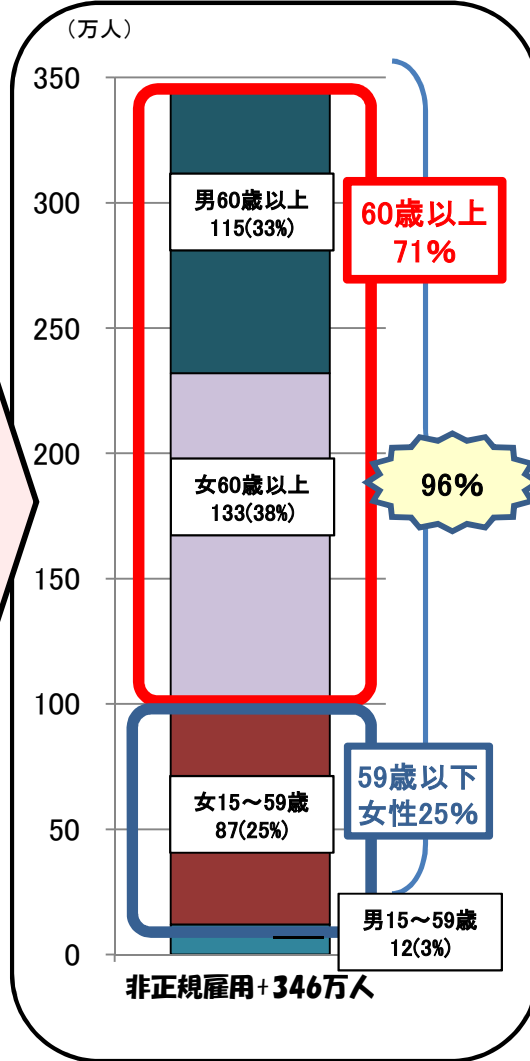
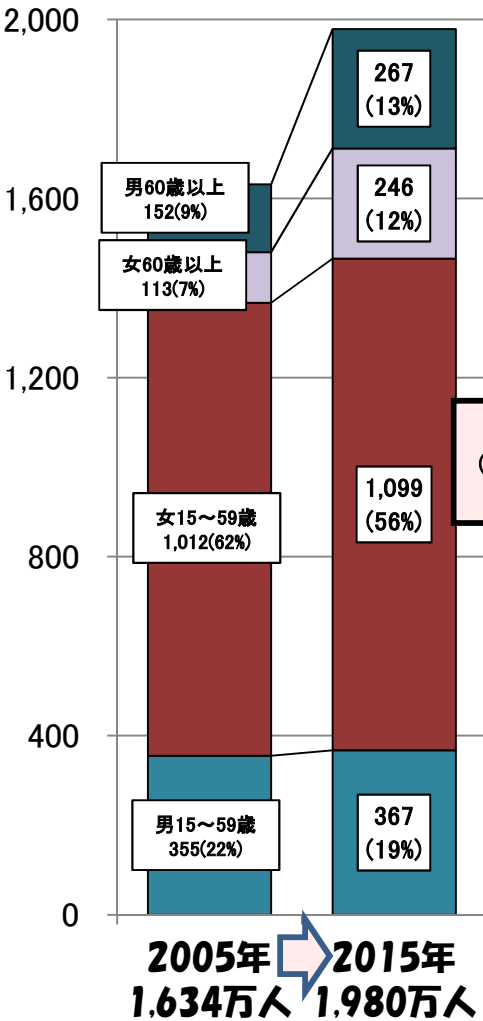
【年齢別・性別】

増加分のうち、96%は、60歳以上の男女(71%)と59歳以下の女性(25%)の非正規増

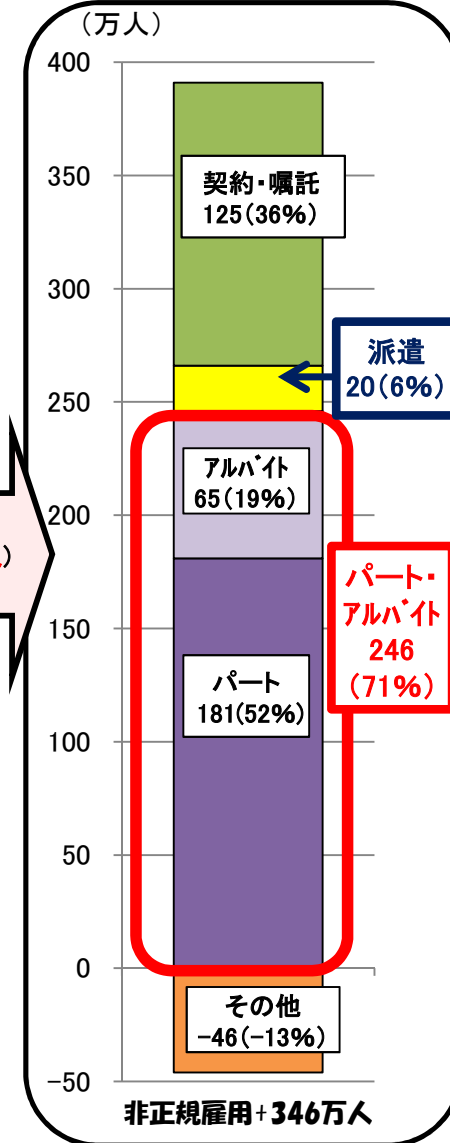
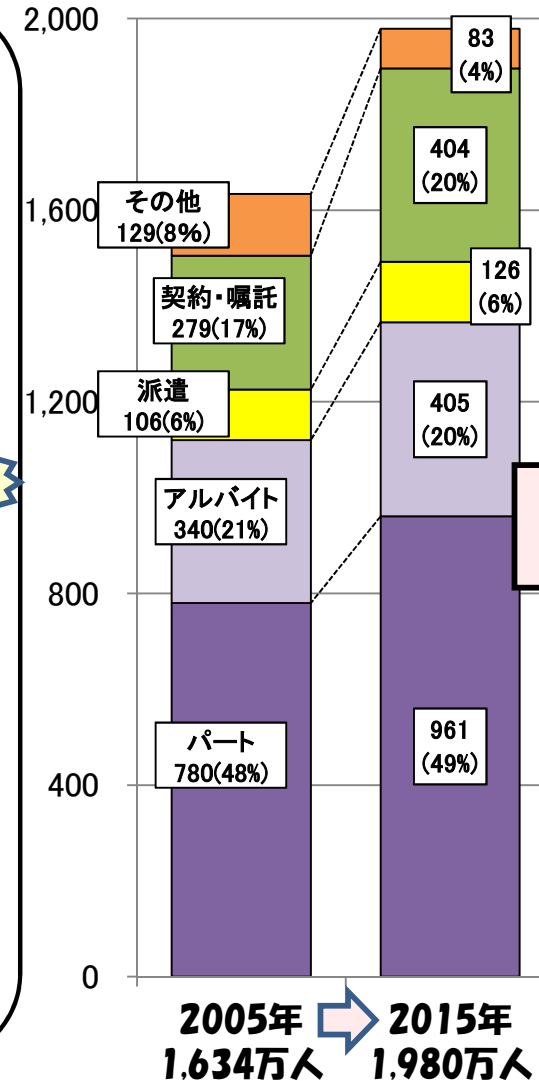
【雇用形態別】

増加分のうち、パート・アルバイトが7割。派遣はわずかに1割弱

(万人)



(万人)



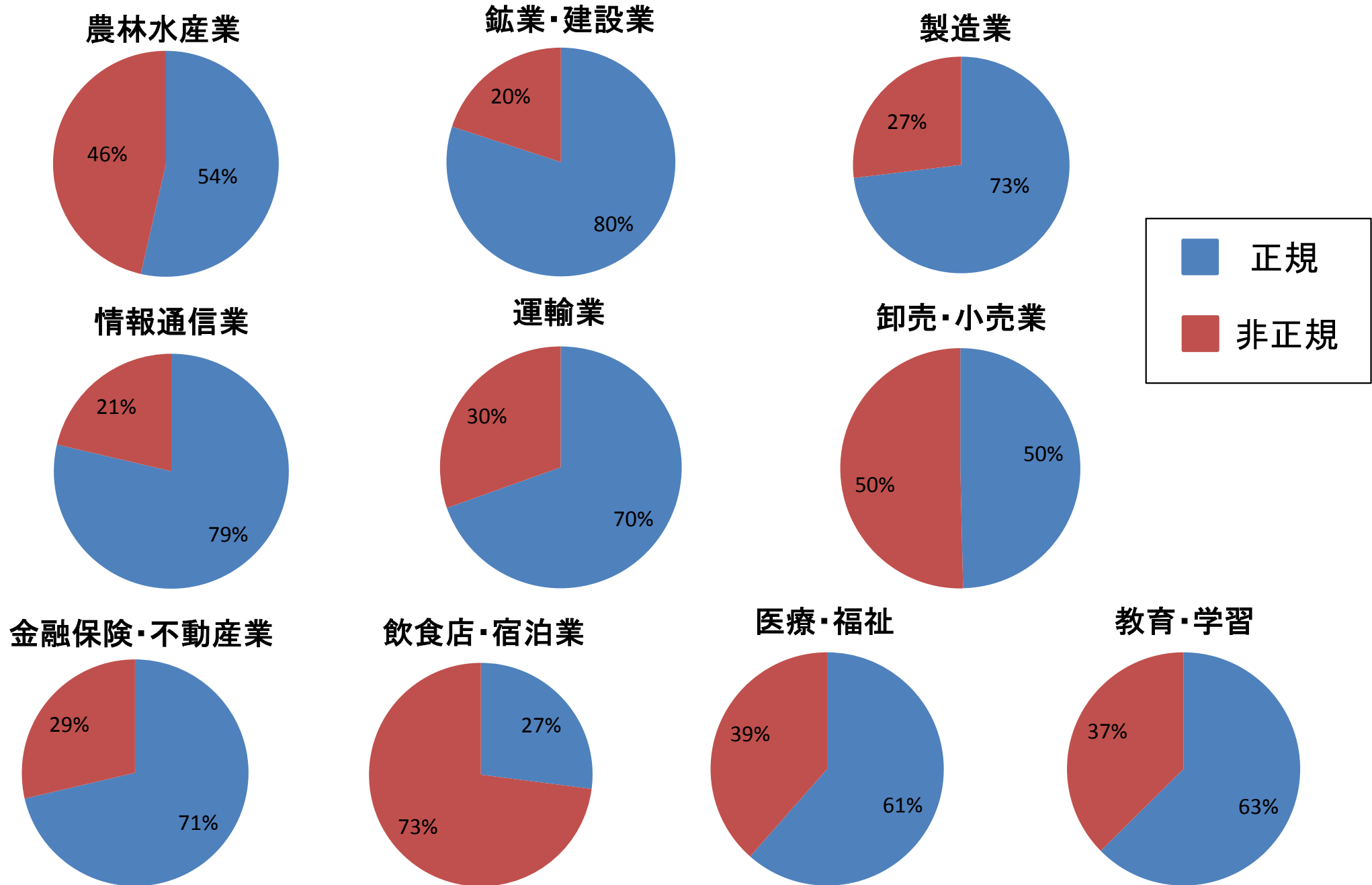
出所: 総務省「労働力調査(詳細集計)」

注1) 2005年、2015年のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢別に対する割合。

注2) 増加分のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者の346万人を100とした場合の各区分の増加に対する割合。

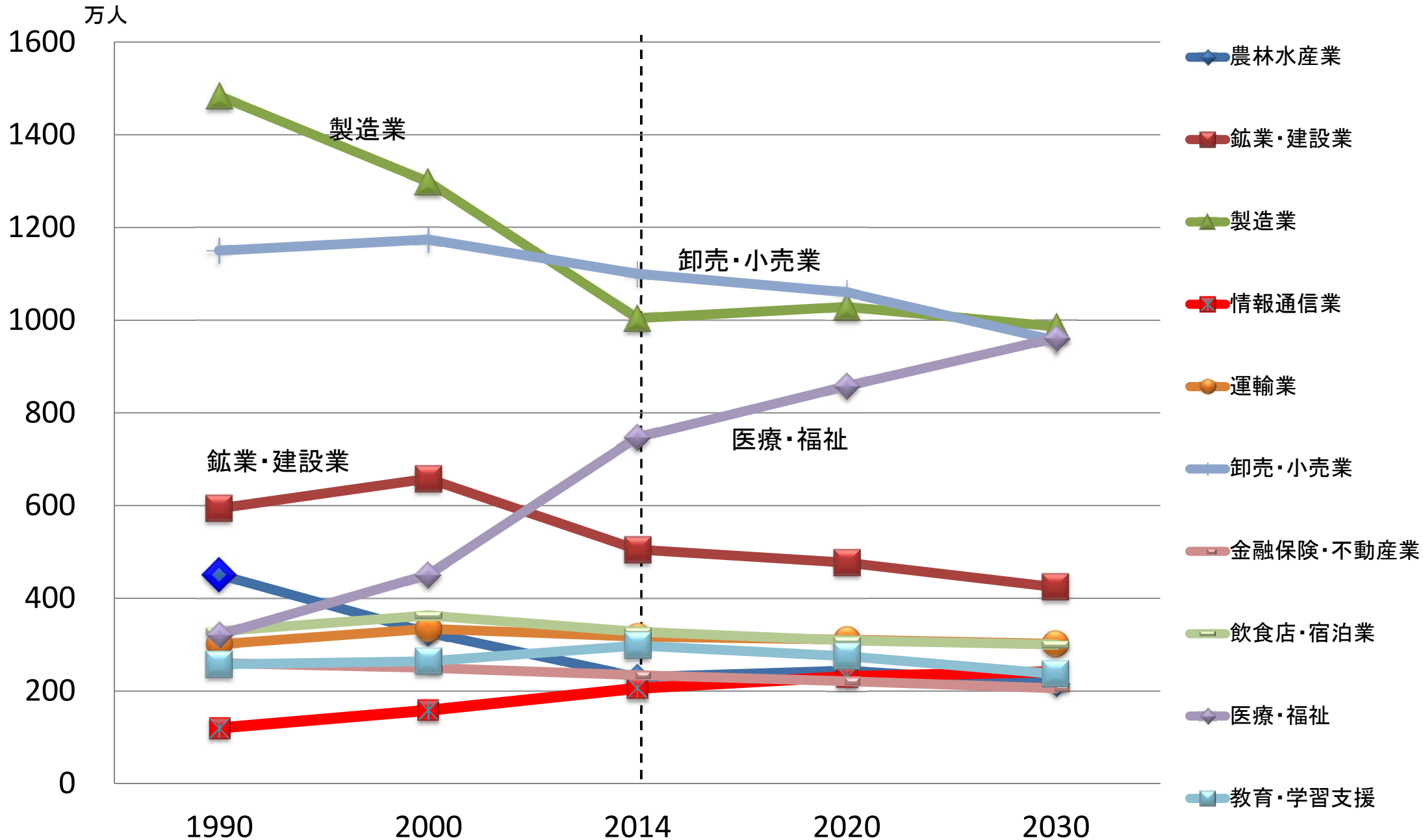


# 非正規雇用労働者の産業別割合



出所: 総務省「労働力調査(基本集計)」を基に、労働政策担当参事官室で作成。

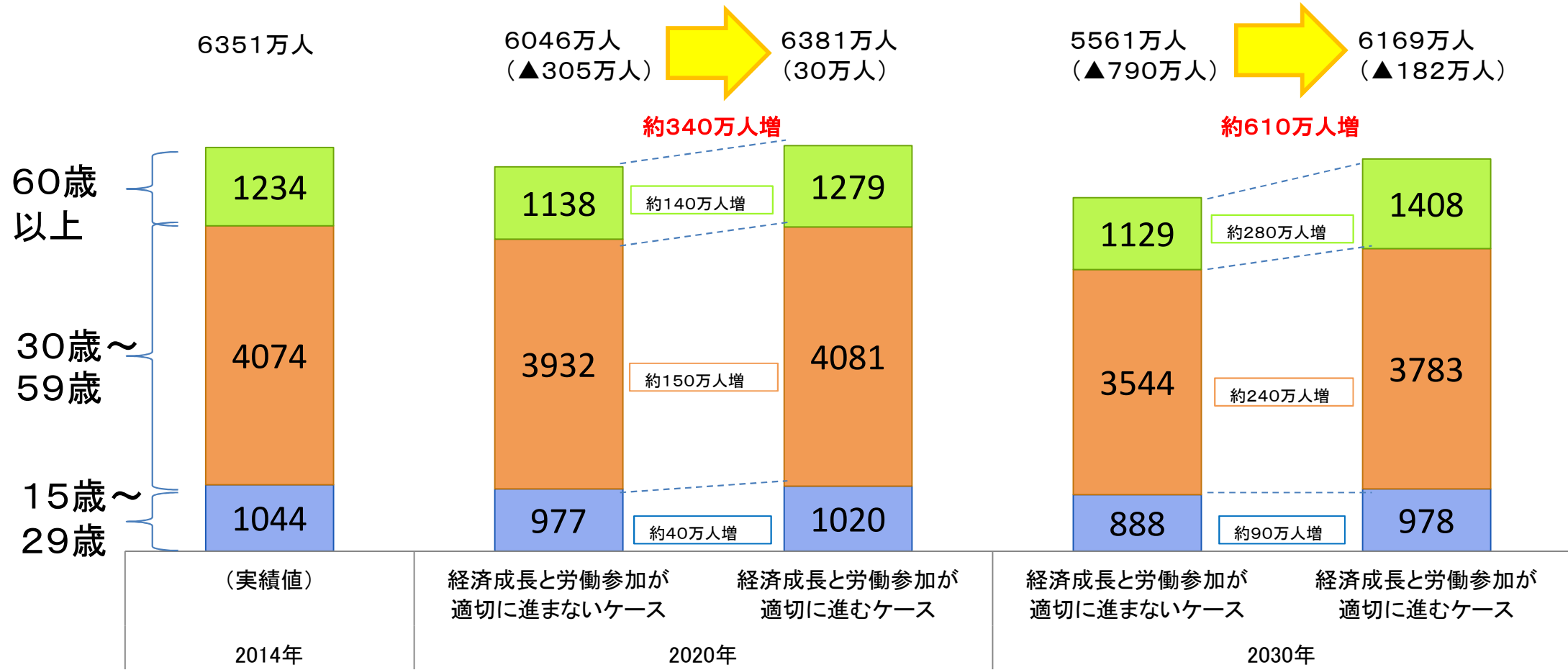
# 産業別就業者数の推移



出所：平成27年度雇用政策研究会資料「第6表 産業別就業者数の推移と見通し」のデータを基に、労働政策担当参事官室において作成。2020年・2030年は「経済成長と労働参加が適切に進むケース」のデータを採用。

○ 「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」は、2030年の就業者数が▲790万人(2014年比)となるが、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、その場合よりも約610万人増となり、2014年比で▲182万人にとどまる見込みである。

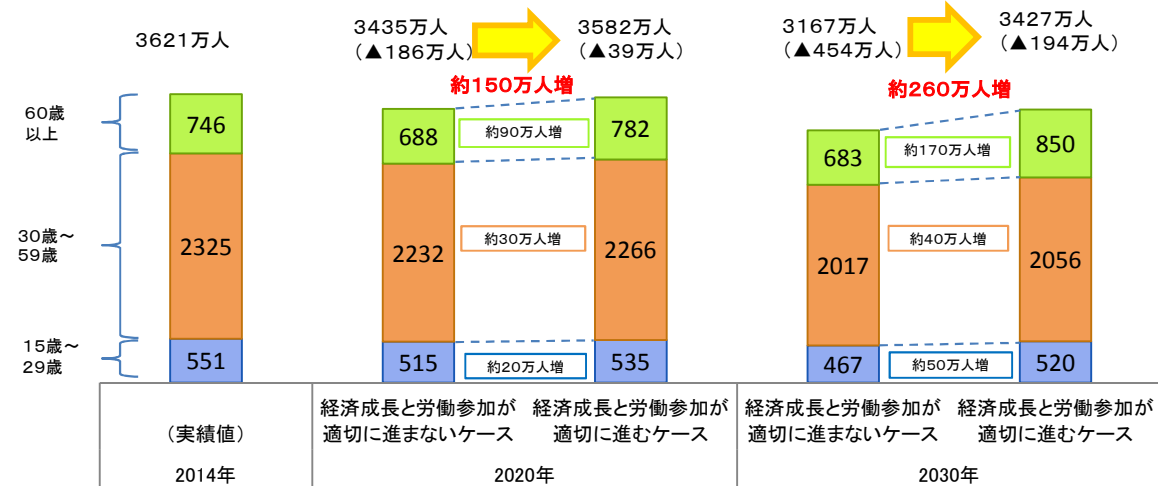
2030年までの就業者シミュレーション(男女計)



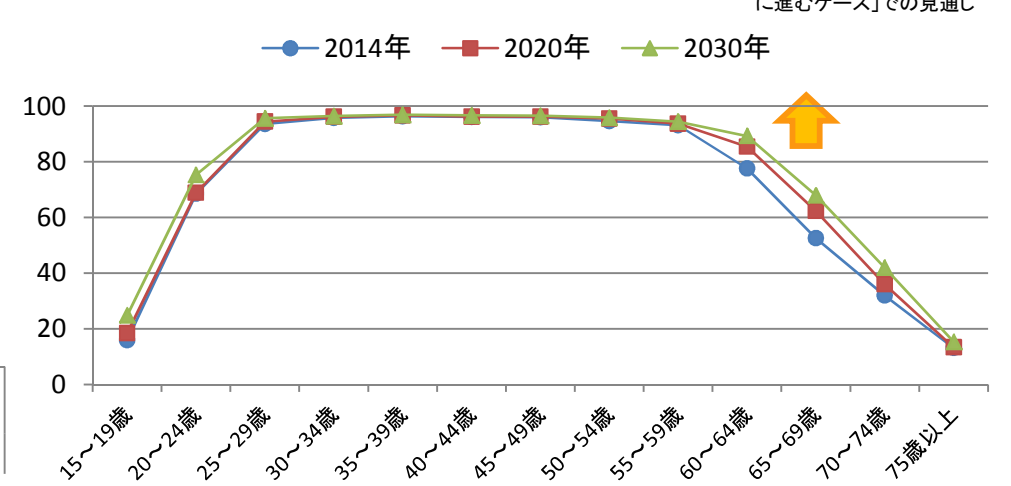
資料出所: 2014年実績値は総務省「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計  
 ※推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等を用いて行ったもの  
 ※経済成長と労働参加が適切に進むケース: 「日本再興戦略」を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場への参加が進むケース  
 ※経済成長と労働参加が適切に進まないケース: 復興需要を見込んで2020年まで一定程度の経済成長率を想定するが、2021年以降は経済成長率はゼロ、かつ労働市場への参加が進まないケース(2014年性・年齢階級別の労働力率固定ケース)  
 ※図中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、年齢計と内訳の合計は必ずしも一致しない。増減差は表章単位の数値から算出している。

- 男性:「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、年齢に関わりなく希望する全ての者が働ける社会の実現により、男性の高齢層の労働力率は上昇。また、「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」より、2030年時点での就業者数は約260万人増となるが、人口減少の影響で、2014年比で194万人減少する見込み。
- 女性:「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、女性の就業環境の改善等によりM字カーブが解消。また、「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」よりも、2030年時点での就業者数は約350万人増となり、人口減少下にも関わらず、2014年比で13万人の増加となる見込み。

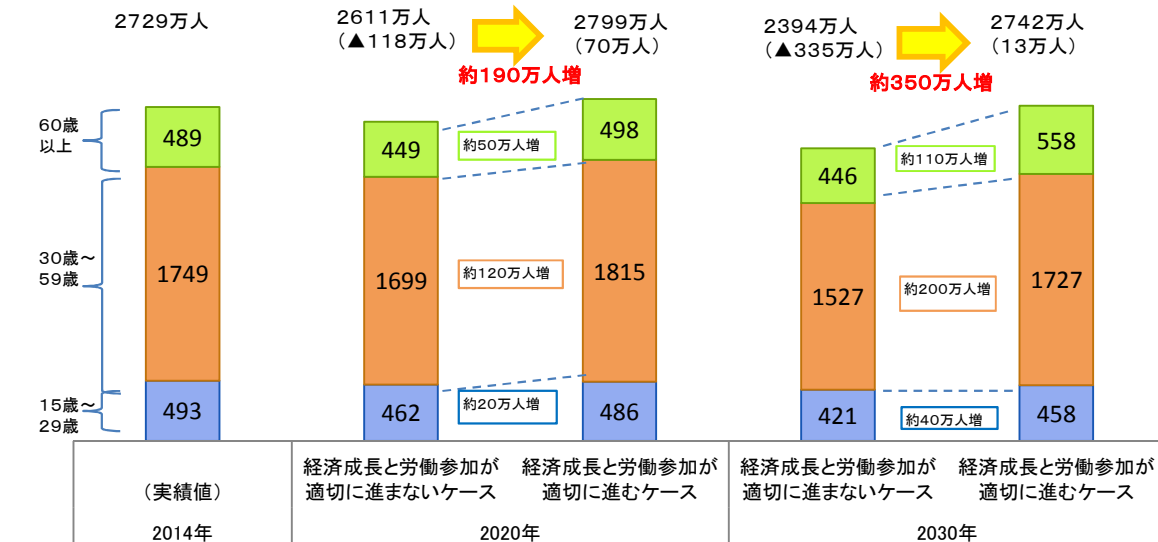
2030年までの就業者シミュレーション(男性)



男性の労働力率の見通し(※)



2030年までの就業者シミュレーション(女性)



女性の労働力率の見通し(※)

